



## 営業秘密の側面から見た 知的財産の保護

東和国際特許事務所

弁理士

平林 岳治

一般に営業秘密というと、顧客管理・経営情報などの営業情報をイメージしがちであるが、不正競争防止法第2条第6項の規定にみる如く、技術情報も含んでいることに、従前にも増して注目すべきである。なぜならば、模倣品被害の報道に触れる機会が多い今日、知的財産の根幹をなす技術情報に対する的確な保護が、ますます重要となるからである。

ある技術情報に関する保護を図る際、権利化または秘匿化の何れの手段を採用するかの決定において、事業上の優先度／重要度の高低の観点（図の縦軸）およびリバースエンジニアリングの困難性・容易性（模倣可能性）の位置付けの観点（図の横軸）が重要なポイントとなる。

例えば、リバースエンジニアリングが困難な技術情報の場合のうち事業上の優先度／重要度が高いものは、ほぼ常に秘匿化すべきであり、仮に事業上の優先度／重要度が低い場合であっても、将来的な権利化の可能性がある場合は、秘匿化するのが望ましい。

技術情報を営業秘密として管理する体制を構築する際には、経済産業省が本年1月に全部改訂した「営業秘密管理指針」を参考とすべきである。また、日本特許庁が本年2月に開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口」を活用しつつ、数年後に予定されている営業秘密データを暗号化して国が保管する仕組みの構築・実施についても注視すべきである。

他方、リバースエンジニアリングが容易な技術情報の場合は、権利化による保護を目指すべきである。その際には、保護対象の特質、事業戦略、権利取得・維持のための費用対効果等も含めた事業上の優先度／重要度の高低により具体的な権利化の内容を判断することが必要になる。

以上のように、技術情報の保護を検討する際には、不正競争防止法に基づき営業秘密として保護を図るのが適切である場合があることを忘れてはならないが、一方で、特許法に基づく権利化を図る際には、当該技術に明るい弁理士と共に、保護の内容を戦略的に定める必要が生じる。

当所は、秘匿化／権利化の選択および権利化する場合の効果的な出願戦略を、今後とも提案し、クライアント企業と共に歩んでいきたい。

